

■ 本資料について

本資料は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」において、損傷の程度を主として文章表現により解説した損傷の例示について、より具体的なイメージを持つことが可能となるよう、写真等を用いて紹介したものである。

■ 災害に係る住家の被害認定の概要

1. 災害に係る住家の被害認定基準等

	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない (一部損壊)
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	70% 以上	50% 以上 70% 未満	30%以上 50%未満	20% 以上 30% 未満	10% 以上 20% 未満	10% 未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50% 以上	40% 以上 50% 未満	30% 以上 40% 未満	20% 以上 30% 未満	10% 以上 20% 未満	10% 未満

※全壊～準半壊：「災害の被害認定基準について（令和3年6月24日付け府政防670号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。
 ※全壊、半壊：「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。
 ※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。
 ※中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。
 ※準半壊：「災害救助事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。（令和2年3月末時点）
 被害認定は、市町村等が実施し、上表の①または②のいずれかによって判定を行うもので、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」は、損害基準判定（経済的被害）で判定する場合の調査方法を示したものである。

災害に係る住家の被害認定の関係資料は、下記ホームページに掲載している。

URL <http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html>

2. 災害の種類と想定している住家被害

災害	想定している住家被害
地震	・地震力が作用することによる住家の損傷 ・地震に伴う液状化等の地盤被害による住家の損傷
水害	・浸水することによる住家の機能損失等の損傷 ・水流等の外力が作用することによる住家の損傷 ・水害に伴う宅地の流出等の地盤被害による住家の損傷
風害	・風圧力が作用することによる住家の損傷 ・暴風に伴う飛来物の衝突による住家の損傷 ・損傷した箇所から雨が降り込むこと等による住家の機能損失等の損傷

3. 住家の損害割合の算出

住家の損害割合は、部位ごとに算出した損害割合（部位別損害割合）の合計である。

$$\text{住家の損害割合} = \text{屋根の損害割合} + \text{柱の損害割合} + \dots + \text{設備の損害割合}$$

上述の部位ごとに算出する方法を簡便にする方法として、以下の2種類がある。

◆例外的な判定方法

一見して住家が全壊していると判断する方法や、外壁又は柱の傾斜が1/20以上の場合には全壊と判断するなど、特定の事象だけに着目して判定する方法

【損害割合50%以上と判定される例】

- ・一見して住家全部が倒壊
- ・一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ・一見して住家全部が流失又はずれ落ち
- ・地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊し基礎直下の地盤が流失・陥没
- ・外壁又は柱の傾斜が1/20以上

◆外観による判定方法（地震や水害における第1次調査）

個別の部位の損害を判定するのではなく、外観から判断できる部位だけで簡略に判定する方法

【外観から判断できる部位だけで判定される例】

- ・地震の場合、屋根及び基礎以外の部位については、「壁（外壁）」として判定
- ・水害の場合、浸水深で判定（木造・プレハブ建ての1～2階建ての場合に限る。）

◆航空写真等を活用した判定方法

発災前後の航空写真やドローンによる映像、応急危険度判定において撮影された写真等が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該航空写真等を活用して判定することが可能である。

例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊、流出、又はずれ落ち等した住家が集中していると想定される場合、被害認定調査よりも前に行われた応急危険度判定において撮影された写真が活用できる場合などが考えられる。

これらの場合において、航空写真等から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっているなど、明らかに住家全部又は一部の階が全部倒壊している等一見して「全壊」と判定できる場合には、当該航空写真等により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。なお、航空写真等からだけでは判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。

4. 部位別損害割合の算出

部位別損害割合は、部位ごとの損傷率に部位別構成比を乗じて算出する。

$$\begin{aligned} \text{部位別損害割合} &= \text{部位の損傷率} \times \text{部位別構成比} \\ &= \text{損傷部分の割合} \times \text{部位の損傷程度} \times \text{部位別構成比} \end{aligned}$$

損傷部分の割合 = (当該部位の損傷部分の面積等) ÷ (当該部位の全面積等)

損傷程度 = 運用指針において各部位ごとに定める5段階の損傷の例示に対応した割合

5. 部位別構成比

	地震等による被害（第1次調査）		地震による被害（第2次調査） 水害による被害及び風害による被害	
	木造・プレハブ	屋根	15%	屋根 柱（又は耐力壁） 床（階段を含む） 外壁 内壁 天井 建具 基礎 設備
非木造	<柱の損傷により判定>		柱（又は耐力壁） 床・梁 外部仕上・雑壁・屋根 内部仕上・天井 建具	50% 10% 10% 10% 5%
	<外壁の損傷により判定>		外壁 設備等（外部階段を含む）	85% 15%
	基礎	10%	設備等（外部階段を含む）	15%

※損傷程度の例示では、【木造・プレハブ】については、実際の調査手順にあわせて、調査票に記載の部位の並びにそって掲載している。
 ただし、外壁については、屋根、基礎とあわせて調査することが多いことから、内壁の前に掲載した。

6. 木造と非木造の混構造の取扱いについて

木造と非木造の混構造の場合における住家の被害認定調査については、原則として、住家を構成する主要構造部の構造に基づき調査・判定する。ただし、主要構造部の構造が判断しがたい場合には、主たる被害を受けた構造に基づき、調査・判定して差し支えない。

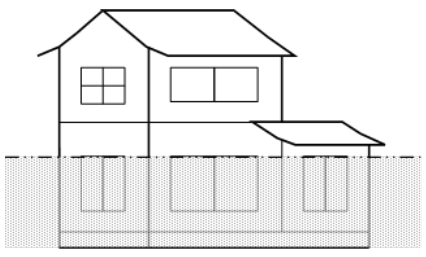
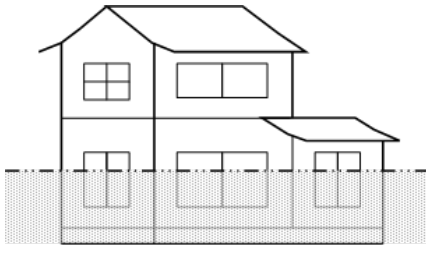



第1次調査

● 浸水深による判定(続き)

⇒ p2-6 1 (2) 浸水深による判定

津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されている
とは言えない場合

外観目視調査により、浸水深を把握し、被害の程度を判定する

	床上1.8m以上の浸水	大規模半壊 (住家の損害割合 40%以上50%未満)
	床上1m以上1.8m未満の浸水	中規模半壊 (住家の損害割合 30%以上40%未満)
	床上0.1m以上1m未満の浸水	半壊 (住家の損害割合 20%以上30%未満)
	床上0.1m未満の浸水	準半壊 (住家の損害割合 10%以上20%未満)
	床下浸水	準半壊に至らない (一部損壊) (住家の損害割合10%未満)

※ 浸水深は玄関内、掃き出し窓等の浸水痕により測定することが考えられる。

※ スマートフォン等の撮影画像から算出した浸水深を用いることも可能。

※ 区域内にある【木造・プレハブ】戸建ての1~2階建ての住家において、床上1.8m以上浸水したことが一見して明らか
な場合、サンプル調査(当該区域の四隅に立地する住家の調査)により、当該区域内の当該住家すべてを「大規
模半壊」と判定する。また、区域全体をドローンで撮影・3次元化して算出された浸水深により、明らかに床上1.8m
以上浸水したことが確認できる場合も、当該区域内の当該住家すべてを「大規模半壊」と判定する。なお、区域内に
上記以外の住家があってもサンプル調査は可能であり、これらの住家については、別途第2次調査により判定する。

※「床上0.1m」については、中木の高さを目安に設定した基準であることから、外部から見える範囲での内部の浸水状
況等により、内壁に中木の汚損以外の損傷が生じていると判断できる場合には、床上浸水であれば「半壊」と判定し
て差し支えない。

津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されている場合

外観目視調査により、浸水深(最も浅い部分)を把握し、被害の程度を判定する

	床上1.8m以上の浸水	全壊 (住家の損害割合50%以上)
	床上1m以上1.8m未満の浸水	大規模半壊 (住家の損害割合 40%以上50%未満)
	床上0.5m以上1m未満の浸水	中規模半壊 (住家の損害割合 30%以上40%未満)
	床上0.1m以上0.5m未満の浸水 床上0.1m未満の浸水	半壊 (住家の損害割合 20%以上30%未満)
	床下浸水	準半壊に至らない (一部損壊) (住家の損害割合10%未満)

※ 区域内にある【木造・プレハブ】戸建ての1~2階建ての住家において、津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの
衝突等により外壁及び建具が破壊されていることが被害状況から判断できる場合、当該区域内の当該住家
すべてに適用することが可能。さらに、床上1.8m以上浸水したことが一見して明らかの場合、サンプル調査
(当該区域の四隅に立地する住家の調査)により、当該区域内の当該住家すべてを「全壊」と判定する。また、
区域全体をドローンで撮影・3次元化して算出された浸水深により、明らかに床上1.8m以上浸水したことが確
認できる場合も、当該区域内の当該住家すべてを「全壊」と判定する。なお、区域内に上記以外の住家があっ
てもサンプル調査は可能であり、これらの住家については、別途第2次調査により判定する。

※ 水害によって土砂等が住家及びその周辺に一樣に堆積している場合には、「第4編 液状化等の地盤被害によ
る被害」に定める方法で調査を行うことも可能である。

木造・プレハブ【地盤の液状化等により損傷した住家の被害】

※木造・プレハブとは、在来工法(軸組工法)による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

【第1次調査】

<被害認定フロー>

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流出又はずり落ち
- ④⑤地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出
- ⑤地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

いずれにも該当しない

(2) 傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

(3) 住家の潜り込みによる判定

床上1mまでのすべての部分が地盤面に潜り込み

いずれかに該当

大規模半壊

不同沈下があり、外壁又は柱の傾斜が1/60以上1/20未満

床までのすべての部分が地盤面に潜り込み

いずれかに該当

中規模半壊

不同沈下があり、外壁又は柱の傾斜が1/100以上1/60未満 又は 不同沈下による床の傾斜が1/100以上

基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面に潜り込み

いずれにも該当

半壊

いずれかに該当

上記のいずれにも該当しない

該当

地震・水害等通常の被害認定調査へ

【第2次調査】

被災者から申請があった場合

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流出又はずり落ち
- ④⑤地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出
- ⑤地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

いずれにも該当しない

(2) 傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

該当

(3) 住家の潜り込みによる判定

床上1mまでのすべての部分が地盤面に潜り込んでいる

該当

(4) 部位による判定

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

該当しない

50%以上

40%以上50%未満

30%以上40%未満

20%以上30%未満

10%以上20%未満

10%未満

全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

準半壊

準半壊に至らない(一部損壊)

【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

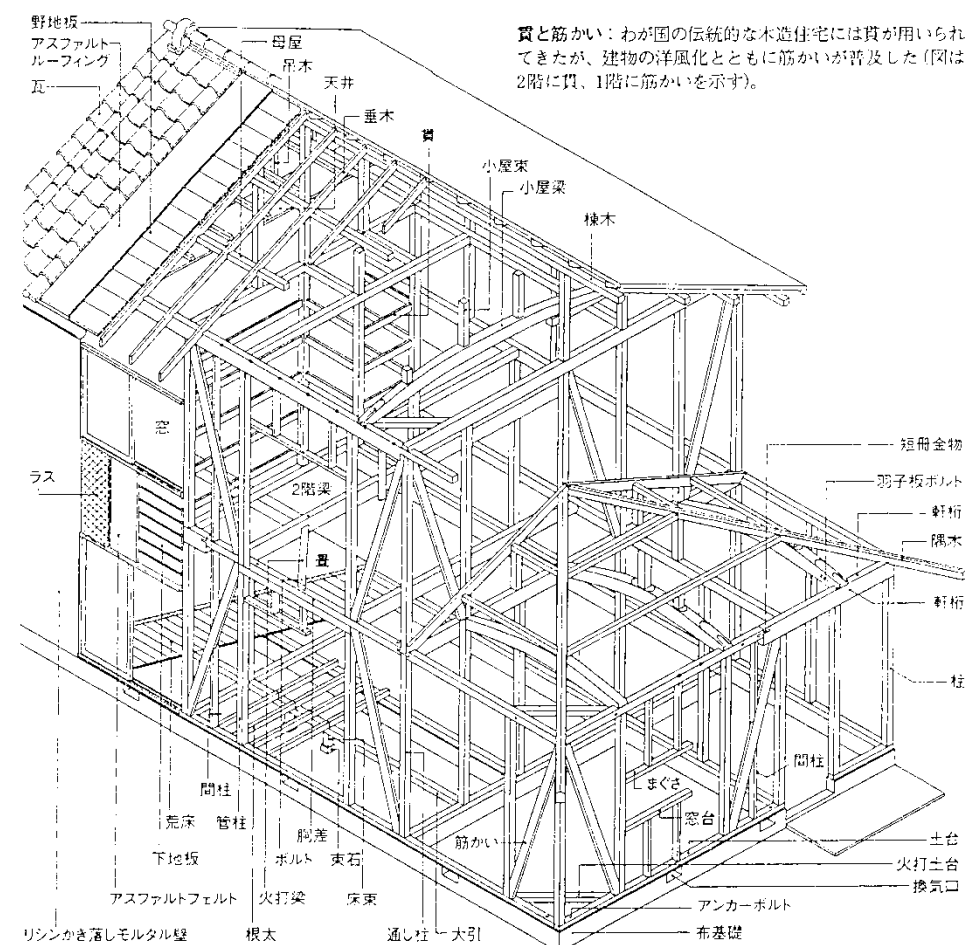
被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

【参考:在来工法と枠組壁工法】

■在来工法

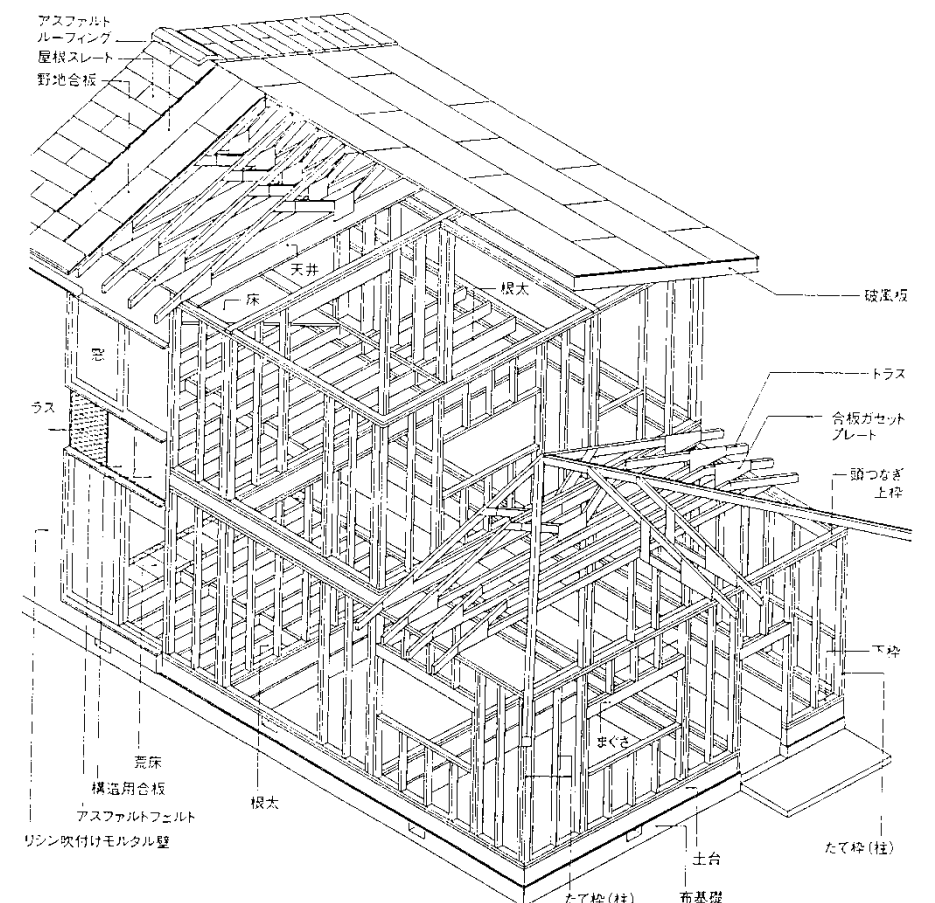
柱と、梁、桁、胴差等の横架材によって構成される軸組を主体とする工法。近年は、壁に筋かいが入ることが多い。部位の「柱(又は耐力壁)」では、「柱」を調査対象とする。



図版出典:「図解事典 建築のしくみ」彰国社

■枠組壁工法

枠材に合板を釘打ちしたパネルで、壁や床を構成する工法。この工法の代表例として、2×4インチの断面の木材を用いるツーバイフォーがある。部位の「柱(又は耐力壁)」では、「耐力壁」を調査対象とする。



図版出典:「図解事典 建築のしくみ」彰国社

第1次調査

● 外観による判定

⇒ p4-4 1 (1) 外観による判定

● 一見して住家全部が倒壊



10001



10002



10003



10004

● 一見して住家の一部の階が全部倒壊



10005



10006



10007



10008

● 一見して住家全部が流出又はずれ落ち



10009



10010

● 地盤の液状化等により
基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ
基礎直下の地盤が流出・陥没

基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が液状化等した後、基礎の直下の地盤が流出、陥没等している。



10011

第1次調査

● 外観による判定

⇒ p4-4 1 (1) 外観による判定

● 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断(対面する二辺と交差)



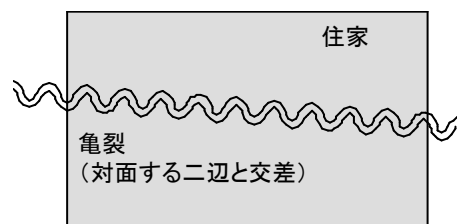
10012



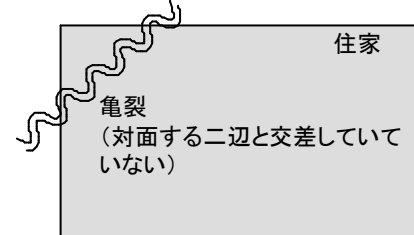
10013

住家の直下を縦断・横断(対面する二辺と交差)とは、下図の左側のように亀裂が住家に対して発生している状態をいう。

【外観による判定のみで「全壊」と判定】



【外観による判定のみで「全壊」と判定しない】



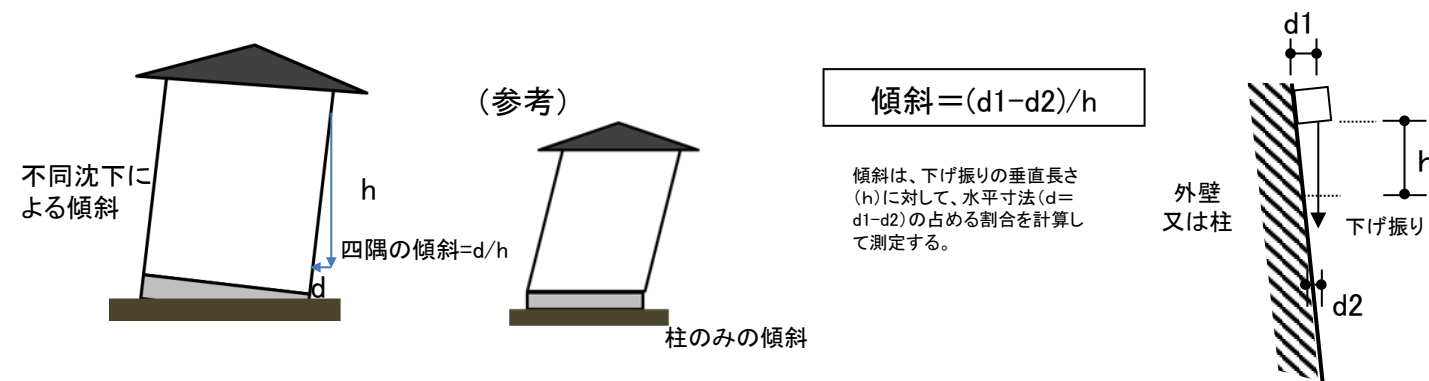
第1次調査

● 傾斜による判定

⇒ p4-4 1 (2) 傾斜による判定

● 測定方法

液状化、斜面崩壊等による住家に不同沈下があるかどうかを外観目視調査により把握するとともに、住家の不同沈下による外壁、又は柱又は床の傾斜を下げ振り等により測定し、判定を行う。
外壁又は柱の傾斜は原則として住家の1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を下げ振り等により計測して単純平均したものとする。



● 測定と判定の例

<H=1,200mmの場合の水平距離の測定値の例>

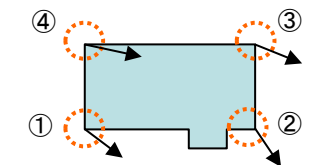
建物の主要な四隅※を計測する。

※突出した玄関や出窓などは測定箇所としない。

測定箇所



上から見た図



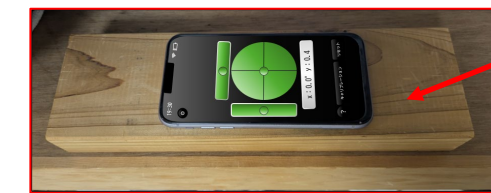
測定箇所	①	②	③	④	平均
水平距離	18	23	28	19	22

外壁又は柱の傾斜が1/100未満の場合は、床の傾斜を、基本的には以下の手順によって推定し、判定を行う。

- ①一の外壁面における平均的な傾斜を測定するため、当該外壁面における沈下前は水平であった面(建具枠等)の傾斜を水平器(長さ20~30cm程度のもの)等により2箇所以上で計測し、それらを単純平均する。
 - ②各外壁面の平均的な傾斜を同様に測定し、それらの最大値を床の傾斜とする。
- なお、一の外壁面において、2箇所以上の沈下前は水平であった面(建具枠等)で傾斜が1/100以上あることが確認できた場合、床の傾斜は1/100以上あるものとして計測を終了して差し支えない。

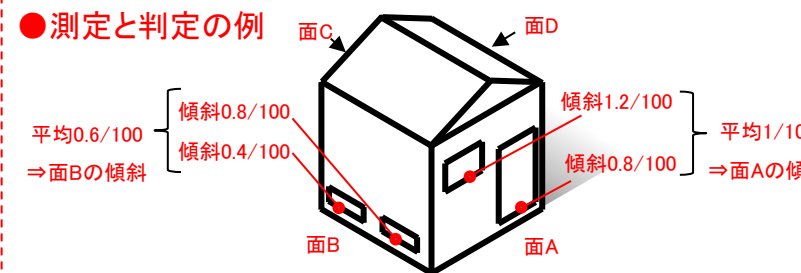


デジタル水平器がない場合、気泡管水平器により、1/100以上の傾斜の有無を確認する方法も考えられる。



小型の水平器しかない場合、長さ20~30cm程度の当て木を用いて接地面を確保することも考えられる。

● 測定と判定の例



同様に面C、面Dでも2カ所以上計測し、面Cの傾斜1/100、面Dの傾斜0.6/100の場合

当該住家における床の傾斜
= Max[面Aの傾斜、面Bの傾斜、面Cの傾斜、面Dの傾斜]
= 1/100 ※ 1/100 = 1.0% ≒ 0.57°



2箇所以上の沈下前は水平であった面(建具枠等)を計測する。



壁面と平行に水平器を置いて傾斜を計測する。

第1次調査

● 傾斜による判定

⇒ p4-4 1 (2) 傾斜による判定

● 不同沈下

液状化、斜面崩落等による住家の不同沈下は、原則として外観目視調査により把握するが、住家周辺に液状化等による地盤被害（土砂等の堆積を除く。）が生じていることが明らかであり、外壁、柱又は床のいずれかが傾斜している場合は、当該住家に不同沈下による傾斜が生じているものとして差し支えない。



不同沈下による基礎・床も含めた傾斜が見られる。 40001



斜面崩壊により建物全体に傾斜が見られる。 40002



敷地も含めた傾斜が見られる。 40000



液状化による配管の露出が見られる。 40000



液状化による外構の被害が見られる。 40000



液状化によるコンクリート地盤の割れが見られる。 40000



液状化による基礎や外構と地盤面とのズレが見られる。 40000



液状化による噴砂が見られる。 40000



液状化による地面の亀裂が見られる。 40000

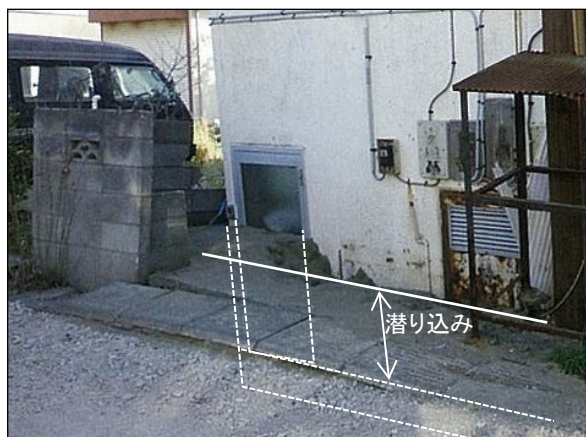
● 傾斜による判定

不同沈下による外壁又は柱の傾斜		不同沈下による床の傾斜	判定(第1次調査)
傾斜(d/h)	h=1,200mmの場合		
$(d/h) \geq 1/20$	$d \geq 60\text{mm}$	— (不同沈下の有無によらない)	全壊 (住家の損害割合50%以上)
$1/60 \leq (d/h) < 1/20$	$20\text{mm} \leq d < 60\text{mm}$	— あり	大規模半壊 (住家の損害割合40%以上50%未満)
		なし	傾斜による判定は行わず、 潜り込みによる判定を行う
$1/100 \leq (d/h) < 1/60$	$12\text{mm} \leq d < 20\text{mm}$	— あり	半壊 (住家の損害割合20%以上30%未満)
		なし	傾斜による判定は行わず、 潜り込みによる判定を行う
$(d/h) < \leq 1/100$	$d < \leq 12\text{mm}$	$1/100 \leq$ 傾斜	半壊 (住家の損害割合20%以上30%未満)
		傾斜 $< 1/100$ (不同沈下の有無によらない)	傾斜による判定は行わず、 潜り込みによる判定を行う

第1次調査

●住家の潜り込みによる判定 ⇨ p4-4 1 (3) 住家の潜り込みによる判定

住家の基礎等の地盤面下への潜り込み状況を外観目視調査により把握し、判定する。
 ※判定にあたって、地盤と基礎等の間に隙間がある場合、通風が確保できるか、排水ポンプ等の外構工事により対応できないか等を踏まえて判断する。



床上1mまで潜り込んでいる。

40003



基礎の天端下25cmまで潜り込んでいる。

40004

水害によって土砂等が住家及びその周辺に一樣に堆積している場合、堆積した土砂等により上昇した面を地盤面として取り扱い、潜り込みによる判定を活用する。



土砂等が住家及びその周辺に一樣に堆積している。

40005



土砂等が住家及びその周辺に一樣に堆積している。

40006



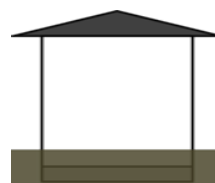
土砂等が住家及びその周辺に一樣に堆積している。

40007

●潜り込みによる判定

潜り込み状況	判定(第1次調査)
床上1mまでのすべての部分	全壊 (住家の損害割合50%以上)
床までのすべての部分	大規模半壊 (住家の損害割合40%以上50%未満)
基礎の天端下25cmまでのすべての部分	半壊※ (住家の損害割合20%以上30%未満)

※傾斜による判定(第1次調査)でも半壊となる場合は、住家の損害割合を30%以上40%未満として中規模半壊と判定する。



地盤面下への潜り込み

第2次調査

● 外観による判定

⇒ p4-5 2 (1) 外観による判定

● 一見して住家全部が倒壊



10001



10002



10003



10004

● 一見して住家の一部の階が全部倒壊



10005



10006



10007



10008

● 一見して住家全部が流出又はずれ落ち



10009



10010

● 地盤の液状化等により
基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ
基礎直下の地盤が流出・陥没

基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が液状化等した後、基礎の直下の地盤が流出、陥没等している。



10011

第2次調査

●外観による判定

⇒ p4-5 2 (1) 外観による判定

●地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断(対面する二辺と交差)



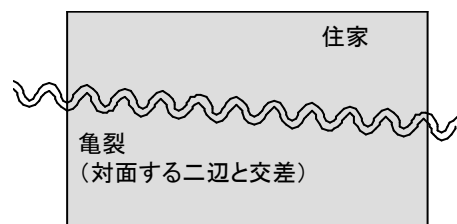
10012



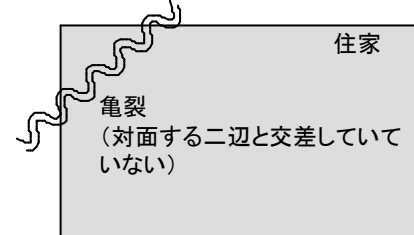
10013

住家の直下を縦断・横断(対面する二辺と交差)とは、下図の左側のように亀裂が住家に対して発生している状態をいう。

【外観による判定のみで「全壊」と判定】



【外観による判定のみで「全壊」と判定しない】



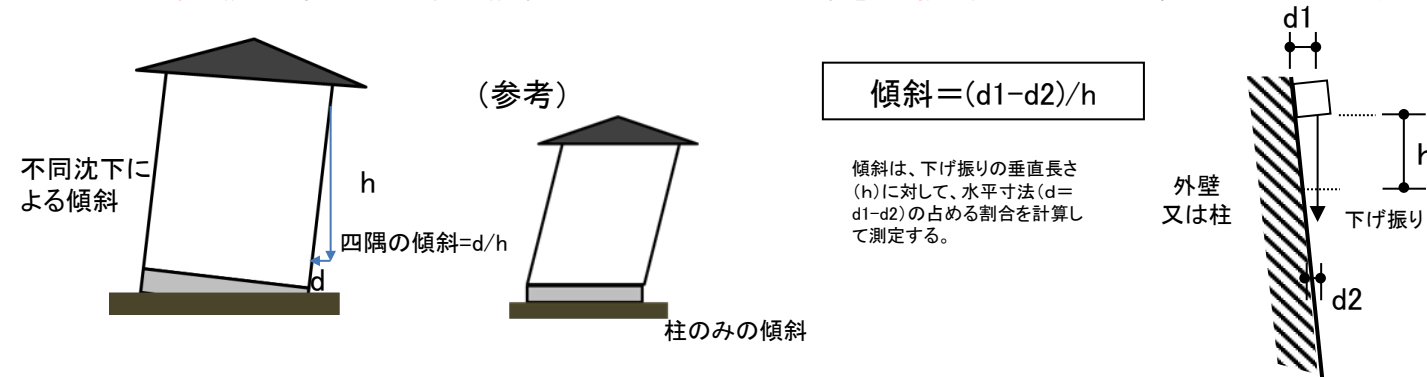
第2次調査

●傾斜による判定

⇒ p4-5 2 (2) 傾斜による判定

●測定方法

液状化、斜面崩壊等による住家に不同沈下があるかどうかを外観目視調査により把握するとともに、外壁、又は柱又は床の傾斜を下げ振り等により測定し、判定を行う。
外壁又は柱の傾斜は原則として住家の1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を下げ振り等により計測して単純平均したものとす。



●測定と判定の例 <H=1,200mmの場合の水平距離の測定値の例>

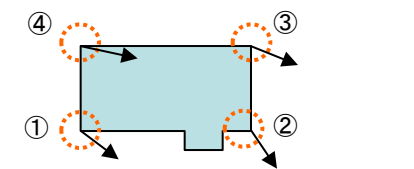
建物の主要な四隅※を計測する。

※突出した玄関や出窓などは測定箇所としない。

測定箇所



上から見た図



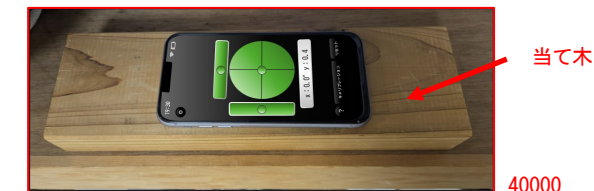
測定箇所	①	②	③	④	平均
水平距離	18	23	28	19	22

外壁又は柱の傾斜が1/20未満の場合は、住家の不同沈下により、1階に床が1/100以上傾斜している室があるかどうかを確認する。室の床の傾斜は、基本的には以下の手順により測定する。

- ①室周囲における一の壁面の平均的な傾斜を測定するため、当該壁面における沈下前は水平であった面(建具枠等のほか、当該壁面近くの床面を含む。以下同じ。)の傾斜を水平器(長さ20~30cm程度のもの)等により2箇所以上で計測し、それらを単純平均する。
 - ②各壁面の平均的な傾斜を同様に測定し、それらの最大値を当該室の床の傾斜とする。
- なお、一の壁面において、2箇所以上の沈下前は水平であった面で傾斜が1/100以上あることが確認できた場合、当該室の床の傾斜は1/100以上あるものとして計測を終了して差し支えない。

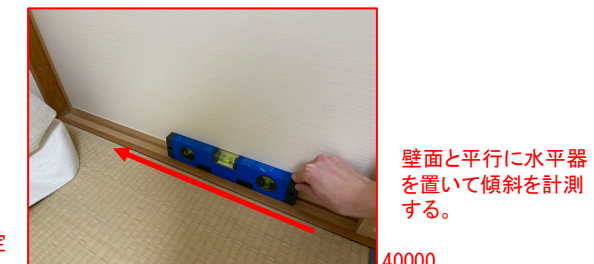
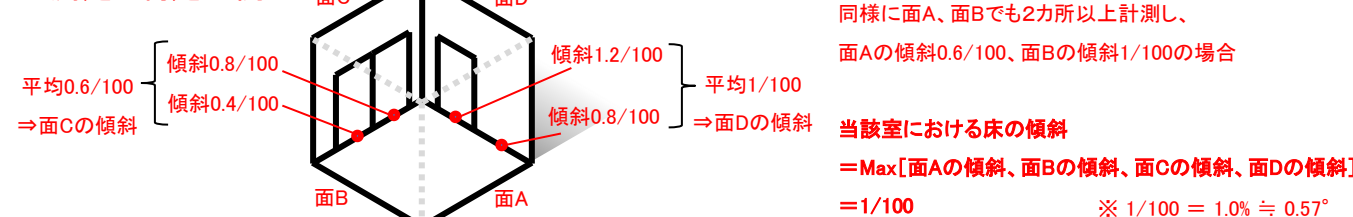


デジタル水平器がない場合、気泡管水平器により、1/100以上の傾斜の有無を確認する方法も考えられる。



小型の水平器しかない場合、長さ20~30cm程度の当て木を用いて接地面を確保することも考えられる。

●測定と判定の例



第2次調査

● 傾斜による判定

⇒ p4-5 2 (2) 傾斜による判定

● 不同沈下

液状化、斜面崩落等による住家の不同沈下は、原則として外観目視調査により把握するが、住家周辺に液状化等による地盤被害（土砂等の堆積を除く。）が生じていることが明らかであり、外壁、柱又は床のいずれかが傾斜している場合は、当該住家に不同沈下による傾斜が生じているものとして差し支えない。



不同沈下による基礎・床も含めた傾斜が見られる。 40001



斜面崩壊により建物全体に傾斜が見られる。 40002



敷地も含めた傾斜が見られる。 40000



液状化による配管の露出が見られる。40000



液状化による外構の被害が見られる。40000



液状化によるコンクリート地盤の割れが見られる。 40000



液状化による基礎や外構と地盤面とのズレが見られる。 40000



液状化による噴砂が見られる。 40000



液状化による地面の亀裂が見られる。 40000

● 傾斜による判定

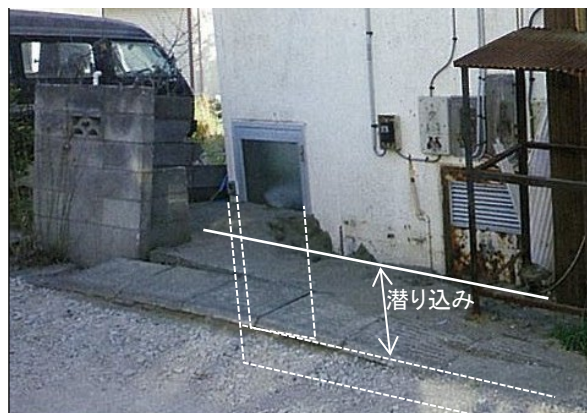
外壁又は柱の傾斜		不同沈下による1階の一室における床の傾斜	判定(第2次調査)
傾斜(d/h)	h=1,200mmの場合		
$(d/h) \geq 1/20$	$d \geq 60\text{mm}$	— (不同沈下の有無によらない)	全壊 (住家の損害割合50%以上)
$1/60 \leq (d/h) < 1/20$	$20\text{mm} \leq d < 60\text{mm}$	1/100 ≤ 傾斜あり	潜り込みによる判定を行い、「全壊」とならない場合には、傾斜による損害割合を25%とし、潜り込み部位による判定を行う。
		傾斜 < 1/100 なし	潜り込みによる判定を行い、「全壊」とならない場合には、傾斜による損害割合を15%とし、潜り込み部位による判定を行う。
$1/100 \leq (d/h) < 1/60$	$12\text{mm} \leq d < 20\text{mm}$	— (不同沈下の有無によらない)	傾斜による判定は行わず、潜り込みによる判定を行い、「全壊」とならない場合には、部位による判定を行う。
$(d/h) < 1/100$	$d < 12\text{mm}$	(不同沈下の有無によらない)	傾斜による判定は行わず、潜り込みによる判定を行う。

第2次調査

●住家の潜り込みによる判定 ⇒ p4-5 2 (3) 住家の潜り込みによる判定

住家の基礎等の地盤面下への潜り込み状況を外観目視調査により把握し、判定する。床上1mまで潜り込んでいる場合は、住家の損害割合を50%以上として全壊とし、それ以外の場合は部位による判定を行う。

※判定にあたって、地盤と基礎等の間に隙間がある場合、通風が確保できるか、排水ポンプ等の外構工事により対応できないか等を踏まえて判断する。



床上1mまで潜り込んでいる。

40003



基礎の天端下25cmまで潜り込んでいる。

40004

水害によって土砂等が住家及びその周辺に一樣に堆積している場合、堆積した土砂等により上昇した面を地盤面として取り扱い、潜り込みによる判定を活用する。



土砂等が住家及びその周辺に一樣に堆積している。

40005



土砂等が住家及びその周辺に一樣に堆積している。

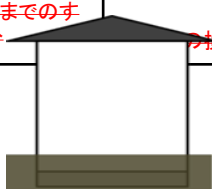
40006

●潜り込みによる判定

—(水害によって土砂等が住家及びその周辺に一樣に堆積している場合)—

潜り込み状況	判定
床上1mまでのすべての部分	全壊 (住家の損害割合50%以上)
床上1mまでの部分のうち、潜り込んでいない部分がある床までのすべての部分	潜り込みによる判定は行わず、部位による判定を行う。 大規模半壊 (住家の損害割合40%以上50%未満)
基礎の天端下25cmまでのすべての部分	半壊 (住家の損害割合20%以上30%未満)

地盤面下への潜り込み



土砂等が住家及びその周辺に一樣に堆積している。

40007

第2次調査

●部位による判定

⇒ p4-5 2 (4) 部位による判定

外観目視調査及び内部立入調査により、各部位の損傷率を把握し、住家の損害割合を算定し、住家の被害の程度を判定する。

部位による判定は、原則として地震による被害と同様の方法によるが、傾斜による損害割合は、下記3)による。

1) 柱(又は耐力壁)又は基礎のうち、いずれかの損傷率が75%以上となる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

※この場合の基礎の損傷には、「基礎の潜り込みによる損害割合」及び「液状化等による損傷率」は含まないものとして扱う。

2) (2以上の階を有する住家の場合)p 0-5「7. 2階建等の住家における主要階の価値を考慮した損害割合の算定」により、各部位の損害割合及び住家の損害割合を算定する。

3) 以下の表により損害割合を算定する。

●地盤被害に伴う外壁又は柱の傾斜(床・基礎を含む)及び潜り込みに係る住家の被害認定

外壁又は柱の傾斜	1/60 以上1/20 未満		1/100 以上 1/60 未満	1/100 未満
	不同沈下により、1階に床の傾斜が1/100以上の室がある場合	左記以外の不同沈下がない場合		
潜り込みの状況				
床まで	基礎・柱・床 $25+10+20x+\alpha$ 外壁・内壁	基礎・柱・床 $15+10+20x+\alpha$ 外壁・内壁	基礎・床 $20+20x+\alpha$ 外壁・内壁	基礎 $10+30x+\alpha$ 床・外壁・内壁
基礎天端下25cmまで	基礎・柱・床 $25+10+\alpha$	基礎・柱・床 $15+10+\alpha$	基礎・床 $20+\alpha$	基礎 $10+10x+\alpha$ 床
それ以下	基礎・柱・床 $25+10+\alpha$	基礎・柱・床 $15+10+\alpha$	床・基礎 $10+10^*+\alpha$	通常の被害認定 $10^*+\alpha$ 基礎

※不同沈下により、1階に床の傾斜が1/100以上の室がある場合
x: 1階の床面積/住家の延床面積、α: 建具、設備等の被害

●砂の堆積による損傷

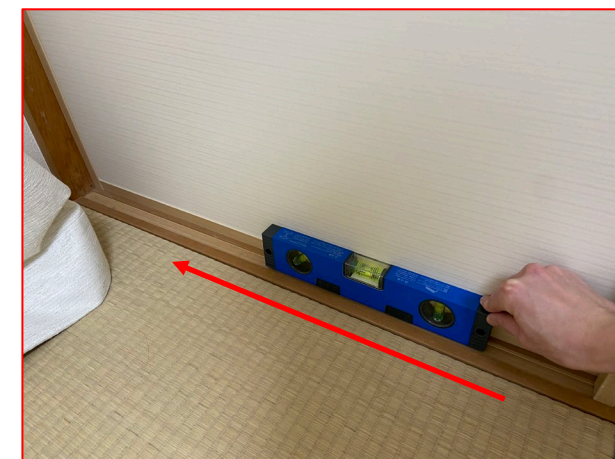
床下に堆積した砂を除去するため、床の一部(床板等)の取り外しが必要である場合は、床の損傷の程度IV(損傷程度75%)、基礎の液状化等による損傷率を10%と判定する。



20026

●床の傾斜による損傷

床が1/100以上傾斜している室の床は損傷の程度V(損傷程度100%)と判定するとともに、不同沈下により1階に床が1/100以上傾斜している室がある場合は、基礎の潜り込みによる損害割合を10%と判定する。



40000